島原市報道資料

平成２６年１月２９日

報道関係者　各位

不正行為を起こした有資格業者の指名停止について

このことについて、下記のとおり指名停止を行うことになりましたので、お知らせします。

記

指名停止業者名	住友電設（株）九州支店 （福岡市博多区下川端町１－１）	指名停止の期間	平成２６年１月２９日から 平成２６年２月２８日まで １か月間
理由 島原市入札参加資格者指名停止の措置基準第２条第１項（別表第２第４号　独占禁止法違反行為）及び第４条の３該当	東京電力発注の特定地中送電ケーブル工事において、受注価格の低落防止等を図るため、他の業者と共同して受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して当該工事の取引分野における競争を実質的に制限したことから、平成２５年１２月２０日、公正取引委員会から独占禁止法第３条不当な取引制限の禁止の規定に違反する行為を行っていたとして、同法第７条第２項の規定に基づく排除措置命令及び同法第７条の２第１項の規定に基づく課徴金納付命令を受けたための措置。		

指名停止業者名	川北電気工業（株）九州支社 （福岡市中央区薬院１－６－１３）	指名停止の期間	平成２６年１月２９日から 平成２６年３月２８日まで ２か月間
理由 島原市入札参加資格者指名停止の措置基準第２条第１項（別表第２第４号　独占禁止法違反行為）該当	東京電力本店等発注の特定架空送電工事において、受注価格の低落防止等を図るため、他の業者と共同して受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して当該工事の取引分野における競争を実質的に制限したことから、平成２５年１２月２０日、公正取引委員会から独占禁止法第３条不当な取引制限の禁止の規定に違反する行為を行っていたとして、同法第７条第２項の規定に基づく排除措置命令及び同法第７条の２第１項の規定に基づく課徴金納付命令を受けたための措置。		

指名停止業者名	（株）関電工九州支店 （福岡市中央区薬院１－１－１）	指名停止の期間	平成２６年１月２９日から 平成２６年７月２８日まで ６か月間
理由 島原市入札参加資格者指名停止の措置基準第２条第１項（別表第２第４号　独占禁止法違反行為）及び第５条の(2)(3)該当	東京電力発注の特定地中送電ケーブル工事において、受注価格の低落防止等を図るため、他の業者と共同して受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して当該工事の取引分野における競争を実質的に制限したことから、平成２５年１２月２０日、公正取引委員会から独占禁止法第３条不当な取引制限の禁止の規定に違反する行為を行っていたとして、同法第７条第２項の規定に基づく排除措置命令及び同法第７条の２第１項の規定に基づく課徴金納付命令を受けたための措置。		

有明海にひらく湧水あふれる
火山と歴史の田園都市　島原

担当：　契約管財課
契約検査班　　谷口修二
電話：0957-63-1111（内線 263）
E-mail：keiyaku@city.shimabara.lg.jp